

証明書などのコンビニ交付サービスの一時停止

システムメンテナンスのため、次のとおり証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。

🕒 4月15日(水) 6:30～4月16日(木) 23:00

📍 市市民課
☎ 30-6111 📠 22-1398

4月1日(水)から市民会館の電話番号変更

● 変更前 ☎ 22-3013
● 変更後 ☎ 23-7810
📍 市教育委員会文化振興室
☎ 23-7810 📠 21-3080

4月1日(水)から子どもセンター 開館時間変更

● 変更前 8:30～17:00
● 変更後 9:00～17:00
📍 市子どもセンター
☎ 28-3645 📠 28-3646

4月1日(水)からふれあいの館 開館時間・休館日変更

【開館時間】
● 変更前
4～9月 10:00～18:00
10～3月 10:00～17:00
● 変更後
通年 9:30～17:00
【休館日】
● 変更前 月曜日、第1・3・5日曜日、祝日、12月27日～1月5日
● 変更後 月曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日
📍 市ふれあいの館
☎ 25-4452 📠 47-5088

心身障害者の社会参加のためタクシー運賃・自動車燃料費を助成します

タクシー運賃または自動車燃料費のいずれかの助成券を交付します（どちらか1つを選択）。交付を受けるためには申請が必要です。

●タクシー運賃の助成額
年額 12,000円(500円×24枚)

●自動車燃料費の助成額
【前期分(4～9月分)】
3,000円(300円×10枚)
【後期分(10～3月分)】
3,000円(300円×10枚)

🎯 次の①～③のいずれかに該当し、障害者支援施設、児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設に入所していない人で、市民税所得割額(平成30年度課税)が16万円未満の人

①身体障害者手帳1級または2級が交付されていて、次のいずれかの障害がある
▶ 肢体障害のうち下肢障害、体幹機能障害または移動機能障害
▶ 視覚障害
▶ 内部障害(免疫機能障害を含む)

②療育手帳A1またはA2が交付されている

③精神障害者保健福祉手帳1級または2級が交付されている
※自動車燃料費の助成は、本人または本人と生計が同じである家族が、自動車を所有し運転する場合に限る。

📅 受付開始日 4月1日(水)
👉 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑
※自動車燃料費の助成には、自動車のナンバーを確認しますので、車検証をお持ちください。

📄 申・🗨️ 市障害福祉課
☎ 27-9981 📠 30-9231

「医療費のお知らせ」と「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します

●医療費のお知らせ
国民健康保険および後期高齢者医療の加入者に、「医療費のお知らせ」を送付しています。

同じ月に医療機関で受診した人の医療費を、国民健康保険の加入者には世帯ごとに年4回(令和2年度から3か月に1度の発行)、後期高齢者医療の加入者には加入者ごとに年3回、お知らせしています。
※医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができますので、大切に保管してください。

●ジェネリック医薬品差額通知
加入者のうち、調剤薬局から薬を処方されている人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が軽減できる可能性がある人に、「ジェネリック医薬品差額通知」を送付しています。

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる金額の目安を記載したもので、国民健康保険の加入者には加入者ごとに年4回、後期高齢者医療の加入者には加入者ごとに年2回お知らせしています。

その他の医療保険に加入している人は、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

📍 保険年金課
☎ 30-6112、📠 22-1398
滋賀県後期高齢者医療広域連合
☎ 077-522-3013 📠 077-522-3023

「特別児童扶養手当」「特別障害者手当」「障害児福祉手当」のお知らせ

「特別児童扶養手当」は、対象者に年3回(4月、8月、12月)に分けて、各支給月の前月までの4か月分を支給することで、児童の福祉の増進を図ります。
「特別障害者手当」「障害児福祉手当」は、対象者に年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて、各支給月の前3か月分を支給することで、負担の軽減を図ります。

手当額

法律の規定に基づき、支給額が改定されます(右表のとおり)。

	3月分まで(月額)	4月分から(月額)
特別児童扶養手当	1級(重度障害)52,200円	1級(重度障害)52,500円
	2級(中度障害)34,770円	2級(中度障害)34,970円
特別障害者手当	27,200円	27,350円
障害児福祉手当	14,790円	14,880円

対象

- ①特別児童扶養手当 20歳未満の在宅の心身障害(身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1～B1に該当する程度)のある児童の父母または養育者(施設入所すると対象外)
- ②特別障害者手当 20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする人(寝たきりの人や、知的・精神の障害などのため介助なしで日常生活の動作がほとんどできない人など。施設入所したり、3か月以上入院したりする場合は対象外。介護サービスの利用や手帳の有無は関係ありません)
- ③障害児福祉手当 20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする人(施設入所する場合は対象外。手帳の有無は関係ありません)

※手当受給中の人が、障害者手帳の等級変更など、障害の状況に変化があった場合、市障害福祉課まで連絡をしてください。

申請方法

所定の診断書または手帳と請求書類を市障害福祉課にご提出ください。必要な書類は市障害福祉課にあります。
※審査の結果、受給できないこともあります。できるだけ事前に相談してください。

所得制限

特別児童扶養手当 障害児の父母(養育者)、生計を同一にしている扶養義務者の所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であること。
特別障害者手当、障害児福祉手当 本人、配偶者、扶養義務者の所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であること。
※毎年8月に、所得状況など支給要件の調査を行います。

📄 申・🗨️ 市障害福祉課 ☎ 27-9981 📠 30-9231